

令和2年第1回大多喜町議会定例会

5月会議会議録

令和2年 5月7日 開会

令和2年 5月7日 散会

大多喜町議会

令和2年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録目次

第1号（5月7日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
報告第4号の上程、説明	4
報告第5号の上程、説明	8
報告第6号の上程、説明	9
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
日程の追加	14
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
日程の追加	16
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
休会について	22
散会の宣告	22
署名議員	23

第 1 回大多喜町議会定例会 5 月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録

令和2年5月7日(木)

午後 3時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	宮原幸男君
環境水道課長	和泉陽一君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
教育課長	小高一哉君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 6 号 債権放棄の報告について

日程第 5 議案第 37 号 令和 2 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 1 議案第 38 号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 議案第 39 号 令和 2 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、再度こんにちは。

本日は、令和2年第1回議会定例会5月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、それこそお休みを返上して、町民のための施策をいろいろご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日、5月7日は休会の日ですが、議事の都合により、令和2年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより5月会議を開きます。

(午後 3時05分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和2年第1回議会定例会5月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和2年第1回議会定例会5月会議を招集いたしましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

現在、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見通せない中、本町におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策を、全庁を挙げ速やかに進めているところでございます。

4月27日に議会から提出されました新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書の各要望事項につきましても真摯に受け止め、スピード感を持ち、順次対応してまいりたいと存じますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、町内小中学校におきましても、感染拡大を防止するため、5月29日まで休校を延長する措置を講じたところでございます。

さて、本日の会議事件でございますが、専決処分が2件、債権放棄の報告が1件、

そして特別定額交付金に係る一般会計補正予算の議案を提出させていただいております。各議案とも十分ご審議いただき、可決くださいますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から3月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、5月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

10番 末 吉 昭 男 君

11番 山 田 久 子 君

を指名します。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） それでは、報告第4号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案つづり1ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

2ページをお願いいたします。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和2年3月31日専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人町民税の非課税措置及び所得控除において、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」が対象に加えられました。

2つ目といたしまして、固定資産税の納税義務者について、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合に、使用者を所有者とみなすことができる規定が新設されました。

3つ目といたしまして、固定資産税の現所有者について、登記または補充台帳等に所有者として登記または登録がなされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定が新設されました。

4つ目といたしましては、改元に伴う対応でございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、要点の説明とさせていただきます。

第1条、大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

2ページ中段でございます。

第24条第1項第2号中以下につきましては、地方税法の改正に合わせまして、個人町民税における非課税措置及び所得控除についての規定の中で、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に加えるとともに、扶養親族申告書の記載を不要とするほか、項ずれに伴う措置でございます。

同ページ下から6行目、第48条第2項中以下につきましては、法人町民税の申告納付に係る規定の項ずれに伴う措置でございます。

その下、第54条第2項中以下、次ページにかけまして、固定資産税の納税義務者等に係る規定に、5ページ中段の第5項を加えるもので、検索を行ってもなお固定資産の所有者の存

在が不明である場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課税することができる規定を加えたほか、項ずれに伴う措置でございます。

3 ページ、下から 8 行目でございます。

第74条の3以下、次ページにかけまして、現所有者の申告に係る規定で、登記または補充台帳等に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を加えたほか、不申告に関する過料規定の改正でございます。

続きまして、4 ページ目、上から 8 行目でございます。

第94条第2項以下につきましては、たばこ税の課税標準に関する規定で、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数の換算方法、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を加えたほか、条例の条ずれに伴う措置でございます。

同ページ下から 3 行目、第131条第6項中以下につきましては、特別土地保有税の納税義務者に係る規定の改正でございます。

その下、附則第3条の2第1項中以下、次ページにかけまして、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備、及び条例の項の削除に伴う措置、5 ページ中段、附則第6条中以下につきましては、改元に対応したものでございます。

その下、附則第8条第1項中につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

その下でございます。附則第10条以下、次のページにかけまして、読替規定を整備し、項ずれに伴う改正と、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に、6 ページ中段の第17項及び下から 4 行目の第25項を加えるものでございます。

6 ページ最後の行、附則第10条の4第1項中以下、次ページにかけまして、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定、続きまして、7 ページ上段、附則第11条の見出し中以下は、土地の価格の特例規定の整備と、改元へ対応したものでございます。

7 ページ中段、附則第15条第1項中以下につきましては、特別土地保有税の課税の特例、同附則15条の2中以下につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第16条第2項以下につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、これは全て改元に対応したものでございます。

下から 5 行目、附則第17条第1項中以下、次ページにかけまして、個人町民税における低

未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設、附則第17条の2以下につきましては、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の適用期限を3年間延長するとともに、改元に対応したものでございます。

続いて、第2条でございます。

8ページ上から5行目をお願いいたします。

第19条中以下につきましては、納付期限後に納付し、または納付する税金または納付金に係る延滞金の規定の整備と、項ずれに伴う措置でございます。

その下、第20条中以下につきましては、年当たりの割合の基礎となる日数の規定で、条例の項の削除による改正、第23条3項以下につきましては、町民税の納税義務者等に係る規定の整備、第31条2項の表第1号オ中以下につきましては、均等割の税率の規定で、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備でございます。

8ページ中段、やや下になりますが、第48条第1項中から次のページにかけまして、法人町民税の申告納付に係る規定に、通算法人について、課税標準を法人税額とすることに伴う規定の削除、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備、及び項ずれに伴う措置でございます。

9ページ中段でございます。

第50条第2項中以下につきましては、法人町民税に係る不足税額の納付の手續に係る規定で、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備でございます。

第3条、9ページ下から4行目でございます。

第3条のうちから次ページにかけまして、単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るほか、所要の措置及び改元に伴うものでございます。

10ページ、下から3行目、附則から、13ページにつきましては、施行期日、経過措置を定めたものでございます。

第8条、14ページ上から4行目でございます。

附則第5条第2項第3号中以下、次ページにつきましては、改元に対応したものでございます。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これで報告第4号 専決処分の報告について終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第3、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

これも長いのですか。では座ってやって。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

それでは、報告第5号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり17ページをお開きください。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

18ページをお願いいたします。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和2年3月31日専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

改正内容といたしましては、課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。また、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に低未利用土地等を譲渡した場合の特例を加えるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条でございますが、課税額を規定したもので、第2項では、基礎課税額の限度額を61万円から63万円に引き上げるものでございます。また4項では、介護納付金課税額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。課税限度額の合計は96万円から99万円となります。

次の第23条でございますが、減額について規定したもので、軽減後の課税限度額を第2条

の限度額と同額とするとともに、5割軽減及び2割軽減の判定所得の基準額を改正するものでございます。

同条第2号中以下につきましては、5割軽減の対象となる判定所得を、改正前では、世帯の被保険者数に28万円を乗じた額に33万円を加えた額が世帯の総所得を超えていない場合、5割軽減となりましたが、今回の改正によりまして、被保険者数に乘じる額を28万円から28万5,000円に、同条第3号では、2割軽減の対象となる判定所得に用いる被保険者数に乘じる額を51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

附則第4項以下につきましては、長期譲渡所得に係る課税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を加えるものでございます。

附則以下につきましては、施行期日、適用区分を規定しております。

以上で、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これで報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第4、報告第6号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第6号 債権放棄の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり21ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、概要についてご説明させていただきます。

今回放棄します債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例の規定により、令和2年3月31日に債権者33名、件数94件、金額88万7,129円を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第6号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1、放棄した債権の名称、水道料金。

2、放棄した債権の件数、94件。

3、放棄した債権の金額、88万7,129円。

4、放棄した時期、令和2年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、以下の表のとおりであります。

表の一番右の列、放棄事由につきましてご説明申し上げます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄できる事項を第1号から7号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第2号及び第4号事由に該当するものです。第2号に規定する事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため、また、第4号に規定する事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないという2つの事由によるものです。第2号事由による者7名、33件、28万8,305円、第4号事由による者26名、61件、59万8,824円となっております。

なお調定年度につきましては、全て平成25年度分となっております、合計33名、94件、88万7,129円を放棄したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで報告第6号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第37号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第37号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する1人当たり10万円の特別定額給付金を支給するための予算措置でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,799万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,799万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくって、28、29ページをお開きください。

2、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8億9,799万円の増額補正は、特別定額給付金の給付見込額8億8,980万円と給付に係る事務経費819万円の補助金でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費8億9,799万円の増額補正は、特別定額給付金の支給に係る事務費と、定額給付金でございます。

説明欄をご覧ください。こちらの報酬、給料、職員手当等は、定額給付金の事務に関する一般職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

旅費は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

需用費は、定額給付金の申請書の印刷や送付に係る封筒の印刷代などと事務に必要な消耗品でございます。

役務費は、申請書の送付と返信用の郵便料、それと振込通知の郵便料、及び専用の電話2回線分の電話料でございます。使用料と給付金の振込手数料などでございます。

委託料は、この給付金事業に係るシステムの改修費用でございます。

使用料及び賃借料は、コピー機及び電話機の借上料でございます。

負担金補助及び交付金は、住民8,898人分の定額給付金でございます。

以上で、令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番山田久子さん。

○11番（山田久子君） すみません。コロナ対応の中での早い対応をしていただきまして、ありがとうございます。また、事前にチラシなどで町民の皆様にもご報告をいただきましてありがとうございます。

その中で、申請書を記載してもらった内容の添付書類等、国等でも示されているようなんですが、それと同じ形で町は実施されるのかどうか、改めて伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 申請内容につきましては、全国统一様式で行っておりますので、添付書類についても同じものを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田さん。

○11番（山田久子君） それに対して異存はないんですけれども、ちょっと私どもで心配しているのは、大多喜町でポストへ行くのが難しいケースですとか、添付書類に本人確認のコピーをつけるとかあると思うんです。通帳のコピーですとか免許証とか。そうした場合に、コピーを自宅で行うことができなくて、対応が難しいケースも出るのではないかとこのことを心配しております。この辺については何か配慮なり何かしてもらうことができるのか。どのように考えておられるのか、伺えればと思っております。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） やはり自宅にコピーのない方がほとんどだと思いますが、それにつきましては、もしコンビニ等そういうところに行く足がないとか、そういうものについては、一番下に代理人申請ということもありますので、その方をお願いしてコピーしていただくようなことを考えております。また、どうしても感染拡大防止のために、国が言っていますように、郵送またはオンラインでということをやっておりますが、どうしてもということであれば、直接来ていただいて、そこでコピーをして申請していただくということも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田さん。

○11番（山田久子君） よろしくお願いたします。

それで、2点伺いたいのですけれども、代理人申請というのは、代理人というのはどの程度の範囲でいいのでしょうか。どういうふうに考えさせていただいているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 本来は法定代理人かと思われませんが、今回の場合ですと、記

載例に書いてあるんですが、例えば民生委員の方ですかとか、あるいは区長さんですか、そういう方でも代理人になり得るといふふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはり早急にやっていただいて、どうもありがとうございます。

その中で報酬と給与ということで、臨時職員と、職員を採用するという形になっていると思うんですけども、事務量が大変な量と、一時的に集中するおそれがあるのではなかろうかと。それで、職員の方も、ほかのいろんな対策なり、ほかの業務を兼ねている中で、果たしてもうちょっと人を、臨時の職員なりなんなりを増やして対応したほうがスムーズに行くのではなかろうかと考えます。これで十分なのか。その辺は大丈夫なんでしょうか。もうちょっと人数を増やしてやったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 現在、職員については特別定額給付金担当班としまして、兼務職員として4人、あと先ほどの予算が計上してございます臨時職員、パート職員が2名、フルタイム職員が1名、この方と、あとそれ以外にその業務量に応じて、各課からの応援ということで、今、生涯学習課のほうでは、施設が閉まったりとか、給食センターが今やっていないというところで、そういう職員のほかに、各課からその業務量に応じて、人数を配置するというのを予定しております。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

(午後 3時39分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時49分)

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) ただいま町長から、議案第38号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第38号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第1、議案第38号 大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、追加議案第38号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、今回の新型コロナウイルス感染症、または災害等の関連により保護者の収入減や解雇による仕送りの困難、学生等のアルバイト収入の減少などで、家庭状況の急変により、就学、学生生活の継続が困難となった生徒または学生に対して、一時金を貸与できる改正を行うものです。また、各種学校への入学に伴う入学金や準備等の費用としても一時金が貸与できるよう改正を行うものです。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を省略して改正の概要について説明させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例。

大多喜町奨学基金貸与条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1号の改正は、現行の条例では、「在学する者」を奨学生の資格要件としておりましたが、ここに「入学する者」を加えた改正を行うものです。

続きまして、第7条第1項の改正につきましては、奨学金の種類を修学資金と一時金とに区別する改正を行うものです。

続きまして、同条第2項の改正につきましては、学校の種別に応じた修学資金が別表のどこに当たるかを規定したものでございます。

続きまして、同条第3項の改正につきましては、一時金の貸与の事由として、入学した年度、または家庭の状況の急変により修学、学生生活の継続が困難な者に貸与することと、学校の種別に応じた一時金が別表のどこに当たるかを規定したものであります。

続きまして、第4条第4項の改正につきましては、奨学金の利息について規定したものであります。

続きまして、第8条及び第10条の改正は、これらの条において、奨学金ということを修学基金に改める改正を行うものです。

続きまして、別表の改正であります。

こちらにつきましては、現行の条例では、第7条の表としておりましたが、奨学金を修学資金と一時金を区別したものと併せまして、一時金の額を規定したものを別表として加えたものです。

以上で、条例の改正につきましてご説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま町長から、議案第39号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第39号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、議案第39号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第39号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

この追加補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急対策として実施する感染症拡大防止、雇用対策、生活対策、業務継続対策の4つの事業に係る補正予算で、その財源は新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,248万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,047万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくって、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5,248万2,000円の増額補正は、新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次のページをお開きください。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費5,248万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、説明欄にある新型コロナウイルス感染症緊急対策として実施する4つの事業に係るものでございます。

右の説明欄をご覧ください。

初めに、感染拡大防止対策についてです。

需用費の消耗品費は、町内の保育園、小学校、学童保育や医療福祉施設や高齢者、妊婦などに必要な手指消毒用のアルコール、施設の消毒液、マスクなどの購入でございます。

印刷製本費は、この感染症対策に関する情報を発信するためのチラシの印刷代。

役務費の通信運搬費は、チラシの郵送料でございます。

使用料及び賃借料は、学校の臨時休業による自宅学習実施のための通信環境確保のための通信機器の借上料でございます。

備品購入費は、感染症の蔓延の防止、制御対策として購入する体温測定、離れたところから体温測定が可能な体温検知器の購入でございます。

負担金補助及び交付金は、いすみ医療センターにPCR検査実施のために必要な体制整備に係る負担金でございます。

その下の雇用対策、こちらの報酬、給料、職員手当、共済費、旅費、それと一番下の繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から解雇または内定を取り消された方などを新たに会計年度任用職員として雇用するもので、一般会計分として3名、特別養護老人ホームで2名の雇用を見込んだものでございます。

その下、需用費と役務費は、町内の飲食店などのテイクアウト情報の広報、イベントの自粛などにより花の需要が激減する中で、花を飾ってもらうことによって町民等のストレスの緩和や事業者の生産性維持などのため町で買い取り、公共施設や医療福祉施設などへ提供するための費用でございます。

その下の負担金補助及び交付金ですが、その中の雇用促進奨励金は、町内在住者で解雇された方などを雇用した町内の事業所などへの奨励金でございます。

次の感染拡大防止協力金は、千葉県の休業要請などにより感染拡大防止のために休業または営業時間の短縮などを実施した事業者などに対して協力金を給付するものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策相談窓口設置補助金は、商工会で設置する中小事業者向けの相談窓口に対する補助でございます。

その下の生活対策は、新型コロナウイルス感染症で経済的な理由によって就学が困難な児童生徒及び入学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行うものでございます。

その下の業務継続対策は、役場の業務を継続するために、現在保健センターなどで業務を分散して実施していますが、保健センターについては、災害時の避難場所として活用するために、自宅などで業務ができるように環境を整備するものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

す。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

さっき説明してあるけれども、重複しないでね。

11番山田さん。

○11番（山田久子君） すみません。さっき聞き漏れたところで、一番上の感染症拡大防止対策のところで、支援物資の確保・補充というものがあつたのですが、こちらはどのようなものを想定していただいているのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

備蓄用のマスク、今回、少し医療機関等へ配布しておりますので、その減った分ですとか、あるいは消毒用のハンドジェル、またはプラスチックガウンとって、汚物とかを処理するためのガウン等、使い捨てのガウン等を予定しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 業務継続対策で、今回、テレワークということで、非常に言われているところがございますので、これに対しての希望なんですけれども、役場ですとセキュリティー対策というのはやはり町民の皆さんにとっては心配なところもあるのかなと思うんですが、この辺はどのように捉えさせていただいたらいいのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） この緊急対策で行う業務継続対策でございますが、今使っているパソコンを自宅なり、場所を替えてうちのネットワークにつながらないところで仕事をやる場合、専用のWi-Fiを使いまして、専用回線、それを使いますので、セキュリティーは今ここで、役場で仕事している同じ環境、セキュリティー対策ができますので、そのためにちょっと経費的にも多くかかっているところは実情でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私も同じくテレワークの件で、これ、自宅等で仕事ができる環境ということの説明がありました。自宅等ということは、ほかでもできる環境をつくるという意味ということでしょうけれども、これは全職員が対応するということでしょうか。それで、今後テレワークの導入、役場だけではなくて、いろんな企業、会社等でも、これは導入を図っていかなくてはいけないと思っています。その辺の会社等でやる場合には、国のほうとか県のほうでまたいろんな補助があるかも分かりません。

ただ、自宅等でやることによって業務上に支障が出てこないのか。それだけでなく、職員の方々が忙しい毎日を送っています。自宅で十分な仕事ができるものなのか。余計に仕事が忙しくなって、自宅で思うように仕事ができないと、結局、出勤したときに業務とかが増えて、体調を崩すとまではいかないけれども、大変なことになるのではなかろうかと思っています。自宅等でやることによって、現状、支障が出ないのかということと、あと職員の方々の健康面とか、その辺についてはどのような配慮がされるものなのか、教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） このテレワークにつきましては、職員の中から感染者が出た場合とか、この庁舎が使えない場合とか、そういうのを想定しておりまして、一時的に自宅で業務を継続するという環境を整えるということでございます。

役場のこの庁舎の敷地内、本庁舎、中庁舎、第3庁舎ありますけれども、その正職員につきましては122名おりますが、そのうちの、今これを考えておりますのは半分以上の100人を想定してございます。その勤務は、ずっと朝から夜までということではなくて勤務時間内でやるということを想定してございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の説明の中で、感染症の疑いがある人が自宅で基本的にやるみたいなあれがありましたけれども、そうじゃなくて、そういったことは関係なく、全員が交代でやるということですよ。それで、ある役所によっては、こういった形でやったけれども結局仕事量が多過ぎて、何日かでやめてしまったというような、形だけは残っているけれども、実質は役所に来て仕事をしているというような声も聞いています。その辺は、ですから大丈夫なのですかということでお聞きします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 先ほど山田議員さんのときにもお答えしましたが、役場で仕事していると同じ環境、役場でファイルサーバーですとかグループウェアがありますけれども、そこに直接セキュリティー対策をして、今、役場で、机でやっている、仕事をやっている環境と同じ環境ができるということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 雇用促進奨励金のことに関連すると思いますが、今現在、町で事業者とか、そういうところで、状況というのはどんな状況になっているのか、分かる範囲内で伺いたいと思います。

また、この奨励金についてはどのような内容ですか。300万円というのはどういう関係で使うのか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 事業者の状況ということでございますけれども、求人状況とか、そういうことでよろしいですか。

こちらでちょっと調べたところでは、今、求人のほうがあるのは、企業連絡協議会のほうで1社1人というのがございます。あと、病院さん関係で4人というのが、こちらで把握している状況でございます。

この内容でございますけれども、新規に、町内在住で、勤務先から解雇された方、内定を取り消された方などを雇用した事業者に対しまして、1人当たり25万円を助成するというところで考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日8日から6月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日8日から6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時12分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 山 田 久 子